

北名古屋衛生組合藤岡最終処分場 水質検査結果（令和 6年 9月分）

項 目	採 水 場 所		放 流 水	浸 出 水	周 縁 地 下 水 観 測 井 戸	周 縁 地 下 水 深 井 戸 ①	
	採 水 日		R6.9.6	R6.9.6	R6.9.6	R6.9.6	
	結果が得られた日		R6.9.20	R6.9.20	R6.9.20	R6.9.20	
	排 水 基 準 値 等		水 質 分 析 に よ る 計 量 値				
水素イオン濃度(PH)		5.8~8.6	国	6.8	11.5	6.3	-
BOD	mg/l	10mg/l以下	矢	0.6	29	1.1	-
COD	mg/l	10mg/l以下	矢	7.9	75	1.6	-
SS	mg/l	10mg/l以下	矢	<1.0	8.9	15	-
ハキサン抽出物質	mg/l	2mg/l以下	矢	<0.5	<0.5	<0.5	-
フェノール類	mg/l	0.5mg/l以下	矢	<0.05	0.20	<0.05	-
銅	mg/l	0.5mg/l以下	矢	<0.1	0.1	<0.1	-
亜鉛	mg/l	1mg/l以下	矢	<0.1	<0.1	<0.1	-
溶解性鉄	mg/l	3mg/l以下	矢	<0.1	0.2	<0.1	-
溶解性マンガン	mg/l	3mg/l以下	矢	0.3	<0.1	<0.1	-
全クロム	mg/l	0.1mg/l以下	矢	<0.04	<0.04	<0.04	-
全窒素	mg/l	8mg/l以下	協	3.1	23	1.1	-
全リン	mg/l	16mg/l以下	国	<0.06	0.34	<0.06	-
大腸菌群数	個/ml	300個/ml以下	矢	≤30	≤30	≤30	-
カドミウム	mg/l	0.01mg/l以下	矢	<0.003	<0.003	<0.0003	-
シアノゲン	mg/l	検出されないこと	矢	不検出	<0.1	不検出	-
有機りん	mg/l	検出されないこと	矢	不検出	<0.1	<0.1	-
鉛	mg/l	0.1mg/l以下	国	<0.01	<0.01	<0.005	-
六価クロム	mg/l	0.05mg/l以下	矢	<0.01	<0.01	<0.005	-
ヒ素	mg/l	0.05mg/l以下	矢	<0.01	0.01	<0.005	-
総水銀	mg/l	0.0005mg/l以下	矢	<0.0005	<0.0005	<0.0005	-
アルキル水銀	mg/l	検出されないこと	矢	不検出	不検出	不検出	-
ポリ塩化ビフェニル	mg/l	検出されないこと	矢	不検出	<0.0005	不検出	-
トリクロロエチレン	mg/l	0.1mg/l以下	国	<0.01	<0.01	<0.001	-
テトラクロロエチレン	mg/l	0.1mg/l以下	国	<0.005	<0.005	<0.0005	-
ジクロロメタン	mg/l	0.2mg/l以下	国	<0.02	-	<0.002	-
四塩化炭素	mg/l	0.02mg/l以下	国	<0.002	-	<0.0002	-
1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.04mg/l以下	国	<0.004	-	<0.0004	-
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	1mg/l以下	国	<0.02	-	<0.002	-
1,2-ジクロロエチレン	mg/l	-	-	-	-	<0.004	-
シス1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.4mg/l以下	国	<0.04	-	-	-
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	3mg/l以下	国	<0.005	-	<0.0005	-
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.06mg/l以下	国	<0.006	-	<0.0006	-
1,3-ジクロロプロパン	mg/l	0.02mg/l以下	国	<0.002	-	<0.0002	-
チウラム	mg/l	0.06mg/l以下	国	<0.006	-	<0.0006	-
シマジン	mg/l	0.03mg/l以下	国	<0.003	-	<0.0003	-
チオベンカルブ	mg/l	0.2mg/l以下	国	<0.02	-	<0.002	-
ベンゼン	mg/l	0.1mg/l以下	国	<0.01	-	<0.001	-
セレン	mg/l	0.1mg/l以下	国	<0.01	<0.01	<0.002	-
ほう素	mg/l	10mg/l以下	国	0.5	0.8	<0.1	-
ふっ素	mg/l	5mg/l以下	矢	0.3	0.9	<0.08	-
アンモニア性窒素	mg/l	100mg/l以下	国	<0.1	8.6	<0.1	-
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l			1.7	<0.2	0.8	-
1,4-ジオキサン	mg/l	0.5mg/l以下	国	<0.05	-	<0.005	-
クロロエチレン	mg/l	-	-	-	-	<0.0002	-
溶存酸素	mg/l	-	-	-	3.9	7.8	-
塩化物イオン	mg/l	-	-	1,200	1,500	230	45
電気伝導率	mS/m	-	-	370	-	79	18
水温	℃	-	-	24.2	22.5	18.1	21.6
水位	m	-	-	-	-	15.60	27.63

・排水基準値は、水質汚濁防止法に規定する有害物質の種類ごとに定める許容限度と水の汚染状態を示す項目の許容限度を示しています。

・「国」は水質汚濁防止法による一律排水基準値、「矢」は矢作川沿岸水質保全対策協議会指導基準値及び「協」は関係自治区との公害防止協定値を示しています。

・アンモニア性窒素等の排水基準値は、アンモニア性窒素の値×0.4に亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の値を加えた合計値です。

北名古屋衛生組合藤岡最終処分場 水質検査結果（令和 6年 8月分）

項 目	採 水 場 所		放 流 水	浸 出 水	周 縁 地 下 水 観 測 井 戸	周 縁 地 下 水 深 井 戸 ①	
	採 水 日		R6.8.6	R6.8.6	R6.8.6	R6.8.6	
	結果が得られた日		R6.8.18	R6.8.18	R6.8.18	R6.8.18	
	排 水 基 準 値 等		水 質 分 析 に よ る 計 量 値				
水素イオン濃度(PH)		5.8~8.6	国	6.6	10.5	5.7	5.5
B O D	mg/l	10mg/l以下	矢	1.0	52	0.7	<0.5
C O D	mg/l	10mg/l以下	矢	6.2	98	1.5	0.8
S S	mg/l	10mg/l以下	矢	<1.0	100	14	<1.0
ハキサン抽出物質	mg/l	2mg/l以下	矢	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
フェノール類	mg/l	0.5mg/l以下	矢	<0.05	0.29	<0.05	<0.05
銅	mg/l	0.5mg/l以下	矢	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
亜鉛	mg/l	1mg/l以下	矢	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
溶解性鉄	mg/l	3mg/l以下	矢	<0.1	0.3	<0.1	3.0
溶解性マンガン	mg/l	3mg/l以下	矢	0.2	<0.1	<0.1	<0.1
全クロム	mg/l	0.1mg/l以下	矢	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04
全窒素	mg/l	8mg/l以下	協	3.3	40	3.2	1.0
全リン	mg/l	16mg/l以下	国	<0.06	0.39	<0.06	<0.06
大腸菌群数	個/ml	300個/ml以下	矢	≤30	≤30	≤30	≤30
カドミウム	mg/l	0.01mg/l以下	矢	<0.003	<0.003	<0.0003	<0.0003
シアノゲン	mg/l	検出されないこと	矢	不検出	<0.1	不検出	不検出
有機りん	mg/l	検出されないこと	矢	不検出	<0.1	<0.1	<0.1
鉛	mg/l	0.1mg/l以下	国	<0.01	0.01	<0.005	<0.005
六価クロム	mg/l	0.05mg/l以下	矢	<0.01	<0.01	<0.005	<0.005
ヒ素	mg/l	0.05mg/l以下	矢	<0.01	0.01	<0.005	<0.005
総水銀	mg/l	0.0005mg/l以下	矢	<0.0005	0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	mg/l	検出されないこと	矢	不検出	不検出	不検出	不検出
ポリ塩化ビフェニル	mg/l	検出されないこと	矢	不検出	<0.0005	不検出	不検出
トリクロロエチレン	mg/l	0.1mg/l以下	国	<0.01	<0.01	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	mg/l	0.1mg/l以下	国	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005
ジクロロメタン	mg/l	0.2mg/l以下	国	<0.02	-	<0.002	<0.002
四塩化炭素	mg/l	0.02mg/l以下	国	<0.002	-	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.04mg/l以下	国	<0.004	-	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	1mg/l以下	国	<0.02	-	<0.002	<0.002
1,2-ジクロロエチレン	mg/l	-	-	-	-	<0.004	<0.004
シス1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.4mg/l以下	国	<0.04	-	-	-
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	3mg/l以下	国	<0.005	-	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.06mg/l以下	国	<0.006	-	<0.0006	<0.0006
1,3-ジクロロプロパン	mg/l	0.02mg/l以下	国	<0.002	-	<0.0002	<0.0002
チウラム	mg/l	0.06mg/l以下	国	<0.006	-	<0.0006	<0.0006
シマジン	mg/l	0.03mg/l以下	国	<0.003	-	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	mg/l	0.2mg/l以下	国	<0.02	-	<0.002	<0.002
ベンゼン	mg/l	0.1mg/l以下	国	<0.01	-	<0.001	<0.001
セレン	mg/l	0.1mg/l以下	国	<0.01	<0.01	<0.002	<0.002
ほう素	mg/l	10mg/l以下	国	0.5	1.1	<0.1	<0.1
ふっ素	mg/l	5mg/l以下	矢	0.3	1.0	<0.08	<0.08
アンモニア性窒素	mg/l	100mg/l以下	国	<0.1	27	<0.1	<0.1
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l			1.7	<0.2	2.4	0.6
1,4-ジオキサン	mg/l	0.5mg/l以下	国	<0.05	-	<0.005	<0.005
クロロエチレン	mg/l	-	-	-	-	<0.0002	<0.0002
溶存酸素	mg/l	-	-	-	6.9	7.8	4.7
塩化物イオン	mg/l	-	-	1,100	2,600	420	44
電気伝導率	mS/m	-	-	410	-	140	18
水温	℃	-	-	25.5	24.9	17.5	17.8
水位	m	-	-	-	-	15.60	27.63

・排水基準値は、水質汚濁防止法に規定する有害物質の種類ごとに定める許容限度と水の汚染状態を示す項目の許容限度を示しています。

・「国」は水質汚濁防止法による一律排水基準値、「矢」は矢作川沿岸水質保全対策協議会指導基準値及び「協」は関係自治区との公害防止協定値を示しています。

・アンモニア性窒素等の排水基準値は、アンモニア性窒素の値×0.4に亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の値を加えた合計値です。

北名古屋衛生組合藤岡最終処分場 水質検査結果（令和 6年 7月分）

項 目	採 水 場 所		放 流 水	浸 出 水	周 縁 地 下 水 観 測 井 戸	周 縁 地 下 水 深 井 戸 ①	
	採 水 日		R6.7.5	R6.7.5	R6.7.5	R6.7.5	
	結果が得られた日		R6.7.18	R6.7.18	R6.7.18	R6.7.18	
	排 水 基 準 値 等		水 質 分 析 に よ る 計 量 値				
水素イオン濃度(PH)		5.8~8.6	国	6.9	11.0	6.3	-
B O D	mg/l	10mg/l以下	矢	<0.5	36	<0.5	-
C O D	mg/l	10mg/l以下	矢	3.9	91	1.3	-
S S	mg/l	10mg/l以下	矢	<1.0	32	21	-
ハキサン抽出物質	mg/l	2mg/l以下	矢	<0.5	3.0	<0.5	-
フェノール類	mg/l	0.5mg/l以下	矢	<0.05	0.15	<0.05	-
銅	mg/l	0.5mg/l以下	矢	<0.1	0.6	<0.1	-
亜鉛	mg/l	1mg/l以下	矢	<0.1	0.1	<0.1	-
溶解性鉄	mg/l	3mg/l以下	矢	0.1	0.7	<0.1	-
溶解性マンガン	mg/l	3mg/l以下	矢	0.3	<0.1	<0.1	-
全クロム	mg/l	0.1mg/l以下	矢	<0.04	<0.04	<0.04	-
全窒素	mg/l	8mg/l以下	協	2.8	23	1.7	-
全リン	mg/l	16mg/l以下	国	<0.06	0.50	<0.06	-
大腸菌群数	個/ml	300個/ml以下	矢	≤30	≤30	≤30	-
カドミウム	mg/l	0.01mg/l以下	矢	<0.003	<0.003	<0.0003	-
シアニド	mg/l	検出されないこと	矢	不検出	<0.1	不検出	-
有機りん	mg/l	検出されないこと	矢	不検出	<0.1	<0.1	-
鉛	mg/l	0.1mg/l以下	国	<0.01	0.06	<0.005	-
六価クロム	mg/l	0.05mg/l以下	矢	<0.01	<0.01	<0.005	-
ヒ素	mg/l	0.05mg/l以下	矢	<0.01	0.01	<0.005	-
総水銀	mg/l	0.0005mg/l以下	矢	<0.0005	0.0005	<0.0005	-
アルキル水銀	mg/l	検出されないこと	矢	不検出	不検出	不検出	-
ポリ塩化ビフェニル	mg/l	検出されないこと	矢	不検出	<0.0005	不検出	-
トリクロロエチレン	mg/l	0.1mg/l以下	国	<0.01	<0.01	<0.001	-
テトラクロロエチレン	mg/l	0.1mg/l以下	国	<0.005	<0.005	<0.0005	-
ジクロロメタン	mg/l	0.2mg/l以下	国	<0.02	-	<0.002	-
四塩化炭素	mg/l	0.02mg/l以下	国	<0.002	-	<0.0002	-
1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.04mg/l以下	国	<0.004	-	<0.0004	-
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	1mg/l以下	国	<0.02	-	<0.002	-
1,2-ジクロロエチレン	mg/l	-	-	-	-	<0.004	-
シス1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.4mg/l以下	国	<0.04	-	-	-
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	3mg/l以下	国	<0.005	-	<0.0005	-
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.06mg/l以下	国	<0.006	-	<0.0006	-
1,3-ジクロロプロパン	mg/l	0.02mg/l以下	国	<0.002	-	<0.0002	-
チウラム	mg/l	0.06mg/l以下	国	<0.006	-	<0.0006	-
シマジン	mg/l	0.03mg/l以下	国	<0.003	-	<0.0003	-
チオベンカルブ	mg/l	0.2mg/l以下	国	<0.02	-	<0.002	-
ベンゼン	mg/l	0.1mg/l以下	国	<0.01	-	<0.001	-
セレン	mg/l	0.1mg/l以下	国	<0.01	<0.01	<0.002	-
ほう素	mg/l	10mg/l以下	国	0.4	0.8	0.1	-
ふっ素	mg/l	5mg/l以下	矢	0.3	1.1	<0.08	-
アンモニア性窒素	mg/l	100mg/l以下	国	0.3	13	<0.1	-
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l			1.7	<0.2	0.5	-
1,4-ジオキサン	mg/l	0.5mg/l以下	国	<0.05	-	<0.005	-
クロロエチレン	mg/l	-	-	-	-	<0.0002	-
溶存酸素	mg/l	-	-	-	4.1	7.4	-
塩化物イオン	mg/l	-	-	980	1,500	240	44
電気伝導率	mS/m	-	-	370	-	110	18
水温	℃	-	-	23.4	19.3	18.5	17.9
水位	m	-	-	-	-	15.60	27.63

・排水基準値は、水質汚濁防止法に規定する有害物質の種類ごとに定める許容限度と水の汚染状態を示す項目の許容限度を示しています。

・「国」は水質汚濁防止法による一律排水基準値、「矢」は矢作川沿岸水質保全対策協議会指導基準値及び「協」は関係自治区との公害防止協定値を示しています。

・アンモニア性窒素等の排水基準値は、アンモニア性窒素の値×0.4に亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の値を加えた合計値です。

北名古屋衛生組合藤岡最終処分場 水質検査結果（令和 6年 6月分）

項 目	採 水 場 所		放 流 水	浸 出 水	周 縁 地 下 水 観 測 井 戸	周 縁 地 下 水 深 井 戸 ①	
	採 水 日		R6.6.4	R6.6.4	R6.6.4	R6.6.4	
	結果が得られた日		R6.6.13	R6.6.13	R6.6.13	R6.6.13	
	排 水 基 準 値 等		水 質 分 析 に よ る 計 量 値				
水素イオン濃度(PH)		5.8~8.6	国	6.9	10.4	6.5	-
B O D	mg/l	10mg/l以下	矢	2.4	26	2.6	-
C O D	mg/l	10mg/l以下	矢	9.6	57	1.4	-
S S	mg/l	10mg/l以下	矢	<1.0	21	18	-
ハキサン抽出物質	mg/l	2mg/l以下	矢	<0.5	<0.5	<0.5	-
フェノール類	mg/l	0.5mg/l以下	矢	<0.05	<0.05	<0.05	-
銅	mg/l	0.5mg/l以下	矢	<0.1	<0.1	<0.1	-
亜鉛	mg/l	1mg/l以下	矢	<0.1	<0.1	<0.1	-
溶解性鉄	mg/l	3mg/l以下	矢	<0.1	0.1	<0.1	-
溶解性マンガン	mg/l	3mg/l以下	矢	1.1	<0.1	<0.1	-
全クロム	mg/l	0.1mg/l以下	矢	<0.04	<0.04	<0.04	-
全窒素	mg/l	8mg/l以下	協	2.0	18	1.2	-
全リン	mg/l	16mg/l以下	国	0.07	0.22	<0.06	-
大腸菌群数	個/ml	300個/ml以下	矢	≤30	≤30	≤30	-
カドミウム	mg/l	0.01mg/l以下	矢	<0.003	<0.003	<0.0003	-
シアノゲン	mg/l	検出されないこと	矢	不検出	<0.1	不検出	-
有機りん	mg/l	検出されないこと	矢	不検出	<0.1	<0.1	-
鉛	mg/l	0.1mg/l以下	国	<0.01	<0.01	<0.005	-
六価クロム	mg/l	0.05mg/l以下	矢	<0.01	<0.01	<0.005	-
ヒ素	mg/l	0.05mg/l以下	矢	<0.01	<0.01	<0.005	-
総水銀	mg/l	0.0005mg/l以下	矢	<0.0005	<0.0005	<0.0005	-
アルキル水銀	mg/l	検出されないこと	矢	不検出	不検出	不検出	-
ポリ塩化ビフェニル	mg/l	検出されないこと	矢	不検出	<0.0005	不検出	-
トリクロロエチレン	mg/l	0.1mg/l以下	国	<0.01	<0.01	<0.001	-
テトラクロロエチレン	mg/l	0.1mg/l以下	国	<0.005	<0.005	<0.0005	-
ジクロロメタン	mg/l	0.2mg/l以下	国	<0.02	-	<0.002	-
四塩化炭素	mg/l	0.02mg/l以下	国	<0.002	-	<0.0002	-
1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.04mg/l以下	国	<0.004	-	<0.0004	-
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	1mg/l以下	国	<0.02	-	<0.002	-
1,2-ジクロロエチレン	mg/l	-	-	-	-	<0.004	-
シス1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.4mg/l以下	国	<0.04	-	-	-
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	3mg/l以下	国	<0.005	-	<0.0005	-
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.06mg/l以下	国	<0.006	-	<0.0006	-
1,3-ジクロロプロパン	mg/l	0.02mg/l以下	国	<0.002	-	<0.0002	-
チウラム	mg/l	0.06mg/l以下	国	<0.006	-	<0.0006	-
シマジン	mg/l	0.03mg/l以下	国	<0.003	-	<0.0003	-
チオベンカルブ	mg/l	0.2mg/l以下	国	<0.02	-	<0.002	-
ベンゼン	mg/l	0.1mg/l以下	国	<0.01	-	<0.001	-
セレン	mg/l	0.1mg/l以下	国	<0.01	<0.01	<0.002	-
ほう素	mg/l	10mg/l以下	国	0.9	0.7	0.1	-
ふっ素	mg/l	5mg/l以下	矢	0.4	0.7	<0.08	-
アンモニア性窒素	mg/l	100mg/l以下	国	<0.1	9.0	<0.1	-
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l			1.5	<0.2	0.6	-
1,4-ジオキサン	mg/l	0.5mg/l以下	国	<0.05	-	<0.005	-
クロロエチレン	mg/l	-	-	-	-	<0.0002	-
溶存酸素	mg/l	-	-	-	2.3	9.0	-
塩化物イオン	mg/l	-	-	1,600	1,500	120	42
電気伝導率	mS/m	-	-	590	-	65	17
水温	℃	-	-	20.7	18.0	17.3	19.2
水位	m	-	-	-	-	15.60	27.63

・排水基準値は、水質汚濁防止法に規定する有害物質の種類ごとに定める許容限度と水の汚染状態を示す項目の許容限度を示しています。

・「国」は水質汚濁防止法による一律排水基準値、「矢」は矢作川沿岸水質保全対策協議会指導基準値及び「協」は関係自治区との公害防止協定値を示しています。

・アンモニア性窒素等の排水基準値は、アンモニア性窒素の値×0.4に亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の値を加えた合計値です。

北名古屋衛生組合藤岡最終処分場 水質検査結果（令和 6年 5月分）

項 目	採 水 場 所		放 流 水	浸 出 水	周 縁 地 下 水 観 測 井 戸	周 縁 地 下 水 深 井 戸 ①	
	採 水 日		R6.5.7	R6.5.7	R6.5.7	R6.5.7	
	結果が得られた日		R6.5.20	R6.5.20	R6.5.20	R6.5.20	
	排 水 基 準 値 等		水 質 分 析 に よ る 計 量 値				
水素イオン濃度(PH)		5.8~8.6	国	6.8	10.1	5.6	-
B O D	mg/l	10mg/l以下	矢	1.0	47	1.7	-
C O D	mg/l	10mg/l以下	矢	6.5	67	2.4	-
S S	mg/l	10mg/l以下	矢	<1.0	83	62	-
ハキサン抽出物質	mg/l	2mg/l以下	矢	<0.5	1.0	<0.5	-
フェノール類	mg/l	0.5mg/l以下	矢	<0.05	<0.05	<0.05	-
銅	mg/l	0.5mg/l以下	矢	<0.1	<0.1	<0.1	-
亜鉛	mg/l	1mg/l以下	矢	<0.1	<0.1	<0.1	-
溶解性鉄	mg/l	3mg/l以下	矢	<0.1	0.1	<0.1	-
溶解性マンガン	mg/l	3mg/l以下	矢	1.3	<0.1	0.1	-
全クロム	mg/l	0.1mg/l以下	矢	<0.04	<0.04	<0.04	-
全窒素	mg/l	8mg/l以下	協	3.4	28	2.9	-
全リン	mg/l	16mg/l以下	国	<0.06	0.30	<0.06	-
大腸菌群数	個/ml	300個/ml以下	矢	≤30	≤30	≤30	-
カドミウム	mg/l	0.01mg/l以下	矢	<0.003	<0.003	<0.0003	-
シアニド	mg/l	検出されないこと	矢	不検出	<0.1	不検出	-
有機りん	mg/l	検出されないこと	矢	不検出	<0.1	<0.1	-
鉛	mg/l	0.1mg/l以下	国	<0.01	<0.01	<0.005	-
六価クロム	mg/l	0.05mg/l以下	矢	<0.01	<0.01	<0.005	-
ヒ素	mg/l	0.05mg/l以下	矢	<0.01	<0.01	<0.005	-
総水銀	mg/l	0.0005mg/l以下	矢	<0.0005	<0.0005	0.0006	-
アルキル水銀	mg/l	検出されないこと	矢	不検出	不検出	不検出	-
ポリ塩化ビフェニル	mg/l	検出されないこと	矢	不検出	<0.0005	不検出	-
トリクロロエチレン	mg/l	0.1mg/l以下	国	<0.01	<0.01	<0.001	-
テトラクロロエチレン	mg/l	0.1mg/l以下	国	<0.005	<0.005	<0.0005	-
ジクロロメタン	mg/l	0.2mg/l以下	国	<0.02	-	<0.002	-
四塩化炭素	mg/l	0.02mg/l以下	国	<0.002	-	<0.0002	-
1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.04mg/l以下	国	<0.004	-	<0.0004	-
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	1mg/l以下	国	<0.02	-	<0.002	-
1,2-ジクロロエチレン	mg/l	-	-	-	-	<0.004	-
シス1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.4mg/l以下	国	<0.04	-	-	-
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	3mg/l以下	国	<0.005	-	<0.0005	-
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.06mg/l以下	国	<0.006	-	<0.0006	-
1,3-ジクロロプロパン	mg/l	0.02mg/l以下	国	<0.002	-	<0.0002	-
チウラム	mg/l	0.06mg/l以下	国	<0.006	-	<0.0006	-
シマジン	mg/l	0.03mg/l以下	国	<0.003	-	<0.0003	-
チオベンカルブ	mg/l	0.2mg/l以下	国	<0.02	-	<0.002	-
ベンゼン	mg/l	0.1mg/l以下	国	<0.01	-	<0.001	-
セレン	mg/l	0.1mg/l以下	国	<0.01	<0.01	<0.002	-
ほう素	mg/l	10mg/l以下	国	0.8	0.8	<0.1	-
ふっ素	mg/l	5mg/l以下	矢	0.2	0.8	<0.08	-
アンモニア性窒素	mg/l	100mg/l以下	国	<0.1	14	<0.1	-
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l			1.2	1.0	2.3	-
1,4-ジオキサン	mg/l	0.5mg/l以下	国	<0.05	-	<0.005	-
クロロエチレン	mg/l	-	-	-	-	<0.0002	-
溶存酸素	mg/l	-	-	-	5.2	7.8	-
塩化物イオン	mg/l	-	-	1,900	1,800	350	45
電気伝導率	mS/m	-	-	580	-	14	18
水温	℃	-	-	19.2	17.0	16.8	17.1
水位	m	-	-	-	-	15.60	27.63

・排水基準値は、水質汚濁防止法に規定する有害物質の種類ごとに定める許容限度と水の汚染状態を示す項目の許容限度を示しています。

・「国」は水質汚濁防止法による一律排水基準値、「矢」は矢作川沿岸水質保全対策協議会指導基準値及び「協」は関係自治区との公害防止協定値を示しています。

・アンモニア性窒素等の排水基準値は、アンモニア性窒素の値×0.4に亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の値を加えた合計値です。

北名古屋衛生組合藤岡最終処分場 水質検査結果（令和 6年 4月分）

項 目	採 水 場 所		放 流 水	浸 出 水	周 縁 地 下 水 観 測 井 戸	周 縁 地 下 水 深 井 戸 ①	
	採 水 日		R6.4.9	R6.4.9	R6.4.9	R6.4.9	
	結果が得られた日		R6.4.22	R6.4.22	R6.4.22	R6.4.22	
	排 水 基 準 値 等		水 質 分 析 に よ る 計 量 値				
水素イオン濃度(PH)		5.8~8.6	国	6.9	10.6	6.1	-
B O D	mg/l	10mg/l以下	矢	1.3	41	2.0	-
C O D	mg/l	10mg/l以下	矢	8.1	61	2.5	-
S S	mg/l	10mg/l以下	矢	<1.0	24	13	-
ハキサン抽出物質	mg/l	2mg/l以下	矢	<0.5	0.6	<0.5	-
フェノール類	mg/l	0.5mg/l以下	矢	<0.05	0.11	<0.05	-
銅	mg/l	0.5mg/l以下	矢	<0.1	<0.1	<0.1	-
亜鉛	mg/l	1mg/l以下	矢	<0.1	<0.1	<0.1	-
溶解性鉄	mg/l	3mg/l以下	矢	<0.1	0.2	0.3	-
溶解性マンガン	mg/l	3mg/l以下	矢	0.6	<0.1	<0.1	-
全クロム	mg/l	0.1mg/l以下	矢	<0.04	<0.04	<0.04	-
全窒素	mg/l	8mg/l以下	協	1.8	22	0.8	-
全リン	mg/l	16mg/l以下	国	<0.06	0.22	<0.06	-
大腸菌群数	個/ml	300個/ml以下	矢	≤30	≤30	≤30	-
カドミウム	mg/l	0.01mg/l以下	矢	<0.003	<0.003	<0.0003	-
シアノゲン	mg/l	検出されないこと	矢	不検出	<0.1	不検出	-
有機りん	mg/l	検出されないこと	矢	不検出	<0.1	<0.1	-
鉛	mg/l	0.1mg/l以下	国	<0.01	<0.01	<0.005	-
六価クロム	mg/l	0.05mg/l以下	矢	<0.01	<0.01	<0.005	-
ヒ素	mg/l	0.05mg/l以下	矢	<0.01	<0.01	<0.005	-
総水銀	mg/l	0.0005mg/l以下	矢	<0.0005	<0.0005	<0.0005	-
アルキル水銀	mg/l	検出されないこと	矢	不検出	不検出	不検出	-
ポリ塩化ビフェニル	mg/l	検出されないこと	矢	不検出	<0.0005	不検出	-
トリクロロエチレン	mg/l	0.1mg/l以下	国	<0.01	<0.01	<0.001	-
テトラクロロエチレン	mg/l	0.1mg/l以下	国	<0.005	<0.005	<0.0005	-
ジクロロメタン	mg/l	0.2mg/l以下	国	<0.02	-	<0.002	-
四塩化炭素	mg/l	0.02mg/l以下	国	<0.002	-	<0.0002	-
1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.04mg/l以下	国	<0.004	-	<0.0004	-
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	1mg/l以下	国	<0.02	-	<0.002	-
1,2-ジクロロエチレン	mg/l	-	-	-	-	<0.004	-
シス1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.4mg/l以下	国	<0.04	-	-	-
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	3mg/l以下	国	<0.005	-	<0.0005	-
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.06mg/l以下	国	<0.006	-	<0.0006	-
1,3-ジクロロプロパン	mg/l	0.02mg/l以下	国	<0.002	-	<0.0002	-
チウラム	mg/l	0.06mg/l以下	国	<0.006	-	<0.0006	-
シマジン	mg/l	0.03mg/l以下	国	<0.003	-	<0.0003	-
チオベンカルブ	mg/l	0.2mg/l以下	国	<0.02	-	<0.002	-
ベンゼン	mg/l	0.1mg/l以下	国	<0.01	-	<0.001	-
セレン	mg/l	0.1mg/l以下	国	<0.01	<0.01	<0.002	-
ほう素	mg/l	10mg/l以下	国	0.8	0.5	<0.1	-
ふっ素	mg/l	5mg/l以下	矢	0.4	0.6	<0.08	-
アンモニア性窒素	mg/l	100mg/l以下	国	14	10	<0.1	-
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l			1.9	<0.2	0.5	-
1,4-ジオキサン	mg/l	0.5mg/l以下	国	<0.05	-	<0.005	-
クロロエチレン	mg/l	-	-	-	-	<0.0002	-
溶存酸素	mg/l	-	-	-	5.6	8.0	-
塩化物イオン	mg/l	-	-	1,700	1,200	54	44
電気伝導率	mS/m	-	-	580	-	32	18
水温	℃	-	-	16.6	15.7	16.0	17.0
水位	m	-	-	-	-	15.80	27.80

・排水基準値は、水質汚濁防止法に規定する有害物質の種類ごとに定める許容限度と水の汚染状態を示す項目の許容限度を示しています。

・「国」は水質汚濁防止法による一律排水基準値、「矢」は矢作川沿岸水質保全対策協議会指導基準値及び「協」は関係自治区との公害防止協定値を示しています。

・アンモニア性窒素等の排水基準値は、アンモニア性窒素の値×0.4に亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の値を加えた合計値です。